

う蝕の診断基準の比較

表2

	調査年次			
	平成5年	平成11年	平成17年	平成23年
未処置歯の分類	う蝕1度(C1) う蝕2度(C2) う蝕3度(C3) う蝕4度(C4)	う蝕1度(C1) う蝕2度(C2) う蝕3度(C3)以上	軽度う蝕(Ci) 重度う蝕(Ch)	
診断基準	<p>う蝕1度 表面的な小う窩があり、成形充填により容易に治療処置の完了する程度のう蝕をいう。 ①平滑面では歯科用探針がひっかかるもの ②小窩裂溝では歯科用探針の先端が、歯質の中に1mm程度圧入されるもの ③根面う蝕では表面的な軟化象牙質の存在が触診されるもの</p>	<p>う蝕1度 エナメル質に限局したう窩の形成が認められるもの。</p>	<p>軽度う蝕(Ci) 歯冠部： 明らかなう窩、脱灰・浸食されたエナメル質、軟化底、軟化壁が探知できる小窩裂溝または平滑面 根面部： CPIプローブで触診し、ソフト感あるいはざらついた感じがある場合</p>	
	<p>う蝕2度 う蝕1度よりも進行したう蝕であるが、歯髄処置は不要と思われるもの。 ①歯間部では、罹患象牙質が認められるもの、または触診によりう窩が象牙質に達していることが認められるもの ②歯根部では深さ2mm程度のう窩が存在するもの (注)①隣接面では罹患象牙質の存在がエナメル質を介して透視されたものは、う窩を触診しエナメル質に限局したう窩の形成が認められなくてもう蝕2度とする (②)小窩裂溝に歯科用探針の先端が2mm程度入るものは、象牙質に達するう窩であるのでう蝕2度とする。</p>	<p>う蝕2度 う蝕1度よりも進行し、病変が象牙質まで達しているが、歯髄には到達していないもの。 ①歯冠部では、罹患象牙質が認められるもの、またはう蝕が象牙質に達していることが認められるもの ②隣接面ではう窩を確認しなくても罹患象牙質の存在がエナメル質を介して透視されるもの ③軟化象牙質の存在が触診される根面う蝕</p>		
	<p>う蝕3度 う蝕2度よりもさらに進行した状態で、断髄、抜髄または根管処置を必要とするう蝕およびう蝕のため歯冠の1/5以上が崩壊しているもの。</p> <p>う蝕4度 う蝕の進行が著しく、抜去を要するもの。</p>	<p>う蝕3度以上 う蝕2度よりもさらに進行した状態で、歯髄まで病変が波及しているものまたは、それ以上に病変が進行しているもの。</p>	<p>重度う蝕(Ch) 歯髄まで病変が波及しているものまたは、それ以上に病変が進行しているもの。</p>	